平成２２年（フ）第４７３号
福岡県久留米市上津町1993番地１
債務者　堀川　　悟
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４８８号
福岡県久留米市原古賀町19番地13　コーポラスＫⅡ403号
債務者　津留崎　泰
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３９号
福岡県田川郡大任町大字大行事1695番地
債務者　薦田　孝司
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４０号
福岡県田川郡大任町大字大行事1695番地
債務者　薦田美佐子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４１号
福岡県田川市新町８番30号
債務者　香月　順子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４５号
福岡県田川郡川崎町大字川崎369番地の２
債務者　佐土嶋優子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４６号
福岡県田川市丸山町16番７号　メゾン石川101号
債務者　佐土嶋憩彦
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４７号
福岡県田川郡川崎町大字川崎369番地の２
債務者　佐土嶋愛美
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６８８号
大分市大字津守481番地
債務者　魚形　泰三
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４５７号
宮崎市大字小松1343番地８　リバーサイドコーポ105号、前住所宮崎市大塚町窪田3360番地13
債務者　近藤　清正
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５７号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田711番地、前住所宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田6306番地１
債務者　久保田洋子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２９６号
宮崎県延岡市松原町３丁目8912番地
債務者　佐藤　直幸
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９８号
宮崎県日向市大字財光寺542番地６
債務者　松葉　浩二
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４８号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目19番１号　サンシャイン寿107号室、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町南方2370番地５
債務者　立石　倫博
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
宮城県大崎市田尻北牧目字新田25番地１　田尻東新町住宅１号
債務者　秋山　強介
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目７番11号
債務者　小松　洋幸
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
宮城県遠田郡美里町中埣字満海壇一113番地
債務者　門間　良一
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係